

告 示

埼玉県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類	
在宅介護支援センター かけはし		名称		石山記念病院 介護支援センター かけはし		在宅介護支援センター かけはし		居宅介護支援	
ヘルパーステーション みどり		所在地		川口市芝中田 二―三四―一七		川口市芝樋の 爪―九―一三		訪問介護	
ぴゅあケアサービス		所在地		比企郡小川町 大塚二三五―六		比企郡小川町 大塚一四六―二		訪問介護	
デイサービス プチモンド都		所在地		比企郡滑川町 都一五四―一〇		比企郡嵐山町 菅谷山王回六一八―八		通所介護	
訪問看護ステーション 小室		所在地		飯能市下畑二 九六		飯能市八幡町 二―三 小室 階		訪問看護	
訪問看護ステーション 飯能リハビリ館		訪問看護ステーション 小室		訪問看護ステーション 小室		訪問看護ステーション 小室		訪問看護	
介護予防訪問看護		訪問看護		介護予防訪問看護		訪問看護		介護予防訪問看護	
介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防通所介護	通所介護	介護予防訪問介護	訪問介護	訪問介護	サービスの種類

居宅介護支援事業所 すずらんの花		訪問介護事業所 訪問ヘルパー ステーション 小室		
所在地	名称	所在地		
久保一七 二一 一〇六号	訪問介護事業 ヘルパーステ ーション 飯 能リハビリ館	飯能市下畑二 九六		
久保一七 二一 二七	訪問介護事業 所 訪問ヘル パーステーシ ョン 小室	飯能市八幡町 二一三 小室 クリニック二 階		
居宅介護支援	介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防訪問介護	訪問介護